

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）（第一条関係）
農林水産省

改正案	現行
（金融等デリバティブ取引） 第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの (1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。 (2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。 二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金	（金融等デリバティブ取引） 第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。） （新設） （新設） 二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金

銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三（略） 2（略）	（算定割当量の取得等） 第二条 法第十条第七項第七号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。	（員外利用の範囲） 第六条 法第十条第十七項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。 一 五（略） 2 法第十条第十七項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。 3 法第十条第十七項の主務省令で定める社債等（法第十条第七項第五号に規定する地方債又は社債その他の債券をいう。以下同じ。）
銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。） （新設） （新設） 三（略） 2（略）	第二条 削除	（員外利用の範囲） 第六条 法第十九項の主務省令で定める債務の保証又は手形の引受けは、次に掲げるものとする。 一 五（略） 2 法第十九項の主務省令で定める有価証券の貸付けは、農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付けとする。 3 法第十九項の主務省令で定める社債等（法第十九項第一号に規定する地方債又は社債その他の債券をいう。以下同じ。）

の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業は、次に掲げるもの（農業協同組合にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。

一～三 （略）

（指定組合の指定基準等）

第六条の二 行政庁は、法第十条第十八項の規定により指定しようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 （略）

2 行政庁は、法第十条第十九項の規定により主務大臣の意見を聴くときは、次に掲げる書面を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

3 行政庁は、法第十条第十八項の規定により指定した組合が第一項に掲げる基準（第一項第三号イ及びロを除く。）に適合しなくなつた場合その他当該指定をすることが適当でないと認める場合には、当該指定を取り消すものとする。

（銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け）

第六条の三 法第十条第二十項第三号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、農業協同組合にあつては次に掲げる者、農業協同組合連合会にあつては第一号及び第三号から第六

の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業は、次に掲げるもの（農業協同組合にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。

一～三 （略）

（指定組合の指定基準等）

第六条の二 行政庁は、法第十条第二十項の規定により指定しようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 （略）

2 行政庁は、法第十条第二十一項の規定により主務大臣の意見を聴くときは、次に掲げる書面を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

3 行政庁は、法第十条第二十項の規定により指定した組合が第一項に掲げる基準（第一項第三号イ及びロを除く。）に適合しなくなつた場合その他当該指定をすることが適当でないと認める場合には、当該指定を取り消すものとする。

（銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け）

第六条の三 法第十条第二十二項第三号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、農業協同組合にあつては次に掲げる者、農業協同組合連合会にあつては第一号及び第三号から第

号までに掲げる者に対して行うものとする。

一〇六 (略)

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場

六号までに掲げる者に対して行うものとする。

一〇六 (略)

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業（法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 法第十一条の四十七第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の第三項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 三 （略）

2 4 （略）

5 法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 （略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社

四 （略）

一 三 （略）

2 4 （略）

5 法第十一条の四十七第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 （略）

（新設）

三 （略）

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社	（新設）
六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社	（新設）
七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社	（新設）
八 合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り。）を実施している会社 イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置 ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置	（新設）

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により第三十六条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十一条第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から

6 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により第三十六条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十一条第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しない

は当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の四十八第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）の総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8
8
10
（略）

（従属業務等）

第三十五条 （略）

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一 一の六 （略）

一の七 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領する

ときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の四十八第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）の総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8
8
10
（略）

（従属業務等）

第三十五条 （略）

2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

一 一の六 （略）

（新設）

ことが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。

二〇十二 (略)

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ (略)

十四・十五 (略)

十五の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第五号及び前二号に該当するものを除く。）

十五の三〇二十の二 (略)

二十の三 法第十条第七項第七号に掲げる業務

（削る）

二〇十二 (略)

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第十一項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ (略)

十四・十五 (略)

十五の二 投資信託法第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第五号及び前二号に該当するものを除く。）

十五の三〇二十の二 (略)

二十の三 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十の四 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取

二十の四 (略)

二十一～三十一 (略)

3～7 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十七条 法第十一条の四十七第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三十五条第二項第一号から第二十号の四まで及び第二十六号に掲げる業務

二・三 (略)

(法第十一条の四十八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第四十一条 法第十一条の四十八第二項において準用する法第十一条の四十六第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

二十の五 (略)

二十一～三十一 (略)

3～7 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第三十七条 法第十一条の四十七第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三十五条第二項第一号から第二十号の五まで及び第二十六号に掲げる業務

二・三 (略)

(法第十一条の四十八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第四十一条 法第十一条の四十八第二項において準用する法第十一条の四十六第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときに
おいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡
することが著しく困難であるため当該議決権を処分することがで
きないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(新たな事業分野を開拓する会社等)

第四十四条 第三十四条第五項から第七項までの規定は、法第十一条
の四十八第三項の主務省令で定める会社について準用する。

(余裕金運用の方法)

第五十二条 (略)

2 前項に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に關す
る法律施行令第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不
動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出
資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げ
る資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係
るものに限る。）及び信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃
借権のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

九 新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときに
おいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡す
ることが著しく困難であるため当該議決権を処分することができ
ないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(新たな事業分野を開拓する会社)

第四十四条 第三十四条第五項から第七項までの規定は、法第十一条
の四十八第三項の主務省令で定める会社について準用する。

(余裕金運用の方法)

第五十二条 (略)

2 前項に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に關す
る法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げ
る不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げ
る地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を
同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定め
た同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益
権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るも
のに限る。）とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

第五十七条の二 法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所

第五十七条の二 法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する「親法人等」をいう。以下同じ。）

、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。
以下同じ。)

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（２）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（２）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組織による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組織による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法

第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ

第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ

とをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第五十七条の三十一の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為)

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

とをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第五十七条の三十一の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五 (略)

4 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為)

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで、
第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十六
において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第五条の五第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで、
第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十四
において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第五条の五第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十二第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十七条の三十一の十六第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供）

第五十七条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 特定信用事業代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者との契約

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十七条の三十一の十四第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

(新設)

によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該特定信用事業代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項を提供する特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ

られた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第五条の六第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不

要である旨通知した場合は、この限りでない。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は特定信用事業代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する電磁的方法の種類及び内容）

第五十七条の三十一の十三 令第五条の六第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち特定信用事業代理業者が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十四 （略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の十五 （略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）

（新設）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十二 （略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の十三 （略）

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に係る禁止行為）

第五十七條の三十一の十六（略）

（組合がその経営を支配している法人）

第五十七條の三十二 令第五條の八第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

附 則

（施行期日）

1 （略）

2 第十六條第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（法第十條第九項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び第十六條第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。

第五十七條の三十一の十四（略）

（組合がその経営を支配している法人）

第五十七條の三十二 令第五條の七第三号の主務省令で定めるものは、当該組合の子法人等とする。

附 則

（施行期日）

1 （略）

2 第十六條第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（法第十條第十一項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び第十六條第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）
農林水産省

改正案	現行
（組合に類する者） 第二十五条の二（略） 2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 金融機関等 次に掲げる者 イ（略） ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第十二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。） ハ、ホ（略） 二・三（略） （組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略） 2（略） 3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について	（組合に類する者） 第二十五条の二（略） 2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 金融機関等 次に掲げる者 イ（略） ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第十二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。） ハ、ホ（略） 二・三（略） （組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略） 2（略） 3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について

の同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

一 一の三（略）

一 一の四 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

一の五（略）

二 一の十五（略）

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 一の二（略）

二 一の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

の同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

一 一の三（略）

（新設）

一の四（略）

二 一の十五（略）

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 一の二（略）

（新設）

二の三 (略)

三十三 (略)

十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十三の三、二十八 (略)

（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等）

第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一、三 (略)

二、四 (略)

二の二 (略)

三十三 (略)

十三の二 投資信託法第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十三の三、二十八 (略)

（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等）

第二十七条 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一、三 (略)

二、四 (略)

5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社

四（略）

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

（新設）

三（略）

（新設）

（新設）

受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

（新設）

八 合理的な経営改善のための計画（法第百二十一条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

6 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を

6 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により同条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の四第一項（法第百条

含む。以下同じ。)に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。)の総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8
14 (略)

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項(第一百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。)、第九十六条第一項及び第一百条の四第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 連合会又は共済水産業協同組合連合会にあつては、新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。)の総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8
14 (略)

(法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条 法第十七条の十五第二項(法第八十七条の四第二項(第一百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六条において同じ。)、第九十六条第一項及び第一百条の四第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 連合会又は共済水産業協同組合連合会にあつては、新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(余裕金運用の方法)

第四十五条 (略)

2 前項第三号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

第五十条の二 法第二百一条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又

2・3 (略)

(余裕金運用の方法)

第四十五条 (略)

2 前項第三号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。

(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)

第五十条の二 法第二百一条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類	(1) (略)	(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）
二 法人であるときは、次に掲げる事項	イ (略)	ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類
(1) (略)	(2) 当該法人の親法人等（令第九条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。）	
(3) (略)	三・四 (略)	2 (略)
（特定信用事業代理業の許可の審査）	第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百二十一条の二	
(1) (略) (2) (1)に掲げる法人等の子法人等	イ (略)	ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類
(1) (略)	(2) 当該法人の親法人等（令第九条第二項に規定する「親法人等」をいう。以下同じ。）	(3) (略)
三・四 (略)	2 (略)	（特定信用事業代理業の許可の審査）
第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第二百二十一条の二		

第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)～(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第二百二十一条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、

第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)～(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第二百二十一条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、

労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第二百一条の二第一項の許可、銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第二百一条の二第一項の許可、銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 (5) (10) (略) チ (略) 五・六 (略)	(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 (5) (10) (略) チ (略) 五・六 (略)
--	--

○ 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省令第一号）（第三条関係）
農林水産省

改正案	現行
（募集事項の通知等を要しない場合） 第三条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）	（募集事項の通知等を要しない場合） 第三条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府令第十六号}農林水産省（第四条関係）

改正案	現行
（付随業務） 第五十八条（略） 2 （略） 3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である同項第十号に規定する外国銀行（農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行に限る。）の業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）とする。 一 法第七十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可 二 法第七十二条第五項ただし書の規定による認可 4 （略） 5 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた	（付随業務） 第五十八条（略） 2 （略） （新設） 3 （略） 4 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた

商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

6 | 三
(略)

商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。）

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）

(新設)

(新設)

5 | 三
(略)

(算定割当量の取得等)

第五十八条の二 法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 (略)

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

(特定取引勘定)

第六十五条 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して

(新設)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 (略)

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第八項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

(特定取引勘定)

第六十五条 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して

利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。

一〇十一 (略)

十二 第五十八条第五項第二号に掲げる取引

十三 (略)

十四 第五十八条第五項第三号に掲げる取引

十五 (略)

十六 第五十四条第七項第二号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十七 第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の

取得又は譲渡

十八 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第五号まで及び第十六号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当

利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。

一〇十一 (略)

十二 第五十八条第四項第二号に掲げる取引

十三 (略)

十四 第五十八条第四項第三号に掲げる取引

十五 (略)

十六 第五十四条第七項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

(新設)

十七 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第五号まで及び第十六号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当

額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十八条第五項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(契約の種類)

第八十五条の三 法第五十九条の三又は第五十九条の七において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第八十五条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定預金等契約（法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十八条第四項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(契約の種類)

第八十五条の三 法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第八十五条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定預金等契約（法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

第八十五条の十五 (略)

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等の表示方法)

第八十五条の十六 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十一条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八十五条の十八 令第十一条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第八十五条の十五 (略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第八十五条の十六 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十一条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示するものとする。

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八十五条の十八 令第十一条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫又は所属外国銀行（法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（特定預金等契約の締結等の業務の内容について誇大広告をしてはならない事項）

第八十五条の十九（略）

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行うおうとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面

一 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容について誇大広告をしてはならない事項）

第八十五条の十九（略）

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面

(次項及び第八十五条の二十七第三号ハ)において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2
2
4 (略)

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別(外国銀行代理業務(法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別)

四
十一 (略)

十二 農林中央金庫又は所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三
十五 (略)

十六 顧客が農林中央金庫又は所属外国銀行に連絡する方法
十七・十八 (略)

2
(略)

(次項及び第八十五条の二十七第二号ハ)において「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2
2
4 (略)

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別

四
十一 (略)

十二 農林中央金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三
十五 (略)

十六 顧客が農林中央金庫に連絡する方法
十七・十八 (略)

2
(略)

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農林中央金庫という名称又は所属外国銀行の名称又は商号

二 (略)

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別(外国銀行代理業務を行う場合にあっては、預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別)

四 十 (略)

十一 顧客が農林中央金庫又は所属外国銀行に連絡する方法

2 (略)

(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)

第八十五条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十五条各号に掲げる行為

二 外国銀行代理業務を行う場合にあっては、第八十五条の四十四各号に掲げる行為

三 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農林中央金庫という名称

二 (略)

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別

四 十 (略)

十一 顧客が農林中央金庫に連絡する方法

2 (略)

(特定預金等契約の締結の業務に係る禁止行為)

第八十五条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十五条各号に掲げる行為

(新設)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投

(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの))について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介する行為

イゝハ (略)

四ゝ六 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第八十五条の二十九 農林中央金庫は、法第五十九条の四の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの))について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為

イゝハ (略)

三ゝ五 (略)

(新設)

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 農林中央金庫と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

七 農林中央金庫と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第八十五条の三十 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む事務所の設置、廃止又は位置の変更に
関する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下この
条及び次条において同じ。）に関する事項

三 所属外国銀行が、不当に農林中央金庫の業務上の秘密又は取引
先の信用に関する事項を農林中央金庫及び当該取引先以外の者に
漏らし、又は自己若しくは農林中央金庫及び当該取引先以外の者
のために利用することを禁ずる規定

四 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行
の顧客に対する責任に関する事項

（新設）

- 五 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 六 外国銀行代理業務の内容の店頭掲示に関する事項
- 七 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第八十五条の三十一 第八十五条の二十九第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類
- 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十九条の八において読み替えて準用する銀行法（次条から第八十五条の四十六までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

- 一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産

(新設)

とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が農林中央金庫と他の者を誤認することを防止するための体制

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第八十五条の三十二 農林中央金庫は、所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（準用銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、農林中央金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、備え

(新設)

置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 農林中央金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 農林中央金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、農林中央金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 準用銀行法第五十二条の二の六第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第八十五条の三十三 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が

(新設)

あると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に農林中央金庫から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を営む事務所の廃止に当たっては、当該事務所の顧客に係る取引が、他の事務所へ支障なく引き継がれる等、当該事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に関する届出）

第八十五条の三十四 準用銀行法第五十二条の二の九第一項第七号の主務省令で定める場合は、発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があった場合とする。

2 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となる

（新設）

べき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の九第二項の規定による公告及び揭示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。）は、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

（標識の様式）

第八十五条の三十五 準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。

（分別管理）

第八十五条の三十六 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（明示事項）

第八十五条の三十七 準用銀行法第五十二条の四十四第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を

（新設）

（新設）

（新設）

受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(預金者等に対する情報の提供)

第八十五条の三十八 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(農林中央金庫が締結する契約との誤認防止)

第八十五条の三十九 農林中央金庫は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

(新設)

一 契約の主体が、農林中央金庫ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他農林中央金庫が締結する契約との誤認防止に関し参考と

なると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第八十五条の四十 農林中央金庫は、第八十五条の三十七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(新設)

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第八十五条の四十一 農林中央金庫は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等(外国の法令等を含む。)を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(新設)

(農林中央金庫の密接関係者)

第八十五条の四十二 準用銀行法第五十二条の四十五第三号の主務省令で定める農林中央金庫と密接な関係を有する者は、農林中央金庫の特定関係者(法第五十九条に規定する特定関係者をいい、農林中央金庫の子会社を除く。)とする。

(新設)

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第八十五条の四十三 準用銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるも

(新設)

のは、農林中央金庫が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第八十五条の四十四 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（準用銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理業務を行う農林中央金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

第八十五条の四十五 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十

（新設）

（新設）

九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（所屬外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所屬外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行った所屬外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

（外国銀行代理業務に関する報告書の様式等）

第八十五条の四十六 準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 農林中央金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 農林中央金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 農林水産大臣及び金融庁長官は前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした農林中央金庫が第二項の規定による提

（新設）

出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(証券専門会社等の業務等)

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)

一 三 (略)

2 (略)

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法

(証券専門会社等の業務等)

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

2 (略)

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法

律第十八号) 第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号) 第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社

六 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号) 第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号) 第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画(法第九十五条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社(同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

律第十八号) 第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）

（が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限り。）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林

中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号又は第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（同条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 〃 8 (略)

中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号又は第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（同条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 〃 8 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)とする。

一〇七 (略)

七の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)

八 法第五十四条第四項に掲げる業務(同項第十号及び第十号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

九〇二十三 (略)

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に該当するものを除く。)

二十三の三〇二十九 (略)

二十九の二 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)とする。

一〇七 (略)

(新設)

八 法第五十四条第四項に掲げる業務(同項第十号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

九〇二十三 (略)

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に該当するものを除く。)

二十三の三〇二十九 (略)

二十九の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又

(削る)

二十九の三 (略)

三十〓三十九 (略)

3〓7 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第一百三十三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十九の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

二十九の四 (略)

三十〓三十九 (略)

3〓7 (略)

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の四までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第一百三十三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第九十五条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第一百八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体で

一〇八 (略)

九 第九十五条第五項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第一百八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

あつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一・三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の

イハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の

許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第百四十七条の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十八条各号の規定に違反する行為

四・六 (略)

4 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為)

第百四十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法(次条から第百四十七条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十八条各号の規定に違反する行為

四・六 (略)

4 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為)

第百四十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に

対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イゝハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七条の十一及び第百四十七条の十六において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら

対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イゝハ (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七条の十一及び第百四十七条の十四において「契約締結前交付書面」という。)

(2) (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百四十七条の十及び第百四十七条の十二第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら

の計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 （略）

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第百四十七条の十六第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2
（略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供）

第百四十七条の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項にお

の計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 （略）

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第百四十七条の十四第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2
（略）

（新設）

いて準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供する農林中央金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該農林中央金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項を提供する農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力すること

により書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十七条第一項に規定する電磁的方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合

するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する電磁的方法の種類及び内容）

第四百七条の十三 令第四百七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫代理業者が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

（新設）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関

する契約締結時交付書面の記載事項)

第百四十七条の十四 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の十五 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為)

第百四十七条の十六 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をした場合

二 削除

三 五 (略)

六 削除

する契約締結時交付書面の記載事項)

第百四十七条の十二 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の十三 (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為)

第百四十七条の十四 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（臨時又は巡回型の施設、無人の設備その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

- 二 臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備の設置、移転、又は廃止をした場合

三 五 (略)

- 六 自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第一項に規定する自己資本比率をいう）

七 削除 八 二十九 (略) 2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ・ハ (略) ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面 四 (略) 3 6 (略)	（を算出する際に保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額を算出するため、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより農林中央金庫の定める方法を用いようとする場合 七 前号に規定する農林中央金庫の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合 八 二十九 (略) 2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ・ハ (略) ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面 四 (略) 3 6 (略)
---	--

